

## 冬期補正について

### 1. 適用工事

冬期歩掛補正の対象工事は、10月1日以降発注工事（入札日を基準日とする）で、翌年3月31日までに完成する工事とする。但し、下記に該当する工事は適用しない。

- (1) 工場製作工事
- (2) トンネル工事
- (3) 除排雪工事等冬期条件下で施工することが前提となる工事
- (4) 建築工事
- (5) 国債及び県債工事
- (6) 測量設計業務
- (7) (1)～(4)の比率の大きな工事
- (8) 10月31日までに完成する工事
- (9) その他、冬期条件による損失が認められない工事

### 2. 歩掛補正

歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出して積算するものとする。なお、冬期補正率は下表による。

$$\text{冬期補正設計労務単価} = \text{基本設計労務単価} * (1 + \text{冬期補正率})$$

冬期補正率

(単位：%)

| 入札月<br>完成月 | 4～9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 備考 |
|------------|-----|----|----|----|---|---|---|----|
| 11         | —   | 0  | 0  |    |   |   |   |    |
| 12         | —   | 3  | 5  | 9  |   |   |   |    |
| 1          | —   | 5  | 6  | 9  | 9 |   |   |    |
| 2          | —   | 5  | 7  | 9  | 9 | 8 |   |    |
| 3          | —   | 5  | 6  | 7  | 6 | 5 | 2 |    |

### 3. 補正上の留意点

- (1) 補正後の労務単価は、円未満切捨て、円止まりとする。
- (2) 運転手（特殊・一般）、助手は、補正対象としないものとする。